

平成27年度 事業報告書

居宅介護支援事業所 大慈園

1. 《平成27年度法人ビジョン》

- ①経営の強化
- ②サービスの質の向上
- ③教育システムの充実

2. 《基本方針》

- ①介護保険法令を遵守し、依頼のあったケースに対しては積極的にかかわっていく。
- ②公平中立な立場から可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、又、自己決定ができるように援助する。
- ③研修に参加し自己研鑽に努めると同時に、学んだ内容を事業所内で共有する。

⇒ 《実績》

請求合計 1,679件 (昨年度より86件減)

月平均 約 139.9件 充足率99.9% (昨年度より4%増)

請求件数は減少しているが、管理者異動によりケアマネジャー数が5人⇒4人に減少となった為、結果的に充足率は増加した。

●要介護度・月別 計画費提出状況

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	月合計
4月	50	41	22	19	12	144
5月	56	41	21	20	11	149
6月	60	40	18	21	12	151
7月	56	38	20	17	11	142
8月	57	35	16	19	9	136
9月	57	34	20	25	9	145
10月	56	33	15	24	9	137
11月	57	34	16	20	10	137
12月	54	35	15	21	10	135
1月	54	36	17	20	9	136
2月	49	40	15	21	9	134
3月	49	38	18	20	8	133
介護度別計	655	445	213	247	119	1679
割合 (%)	39	26.5	12.7	14.7	7.1	100
計画費別割合 (%)	65.5		34.5			100

3. 《最終目標》

「豊かで安心できる在宅生活の実現」

- ・介護が必要な状態になっても住み慣れた自宅で最期まで過ごせるよう、様々な社会資源を活用し生活をサポートしていく。

- ・施設利用となっても家族の思いを受け止め、決断に寄り添い精神的なサポートを行う。
- ⇒介護保険のサービスのみならず、家族介護用品支給、訪問理美容、配食サービス、ほっとヘルパー、ひまわり収集等のあんしんすこやかプラン利用の支援をおこなうことで、在宅での生活がサポートにつながったと考える。また、福祉銀行（ニュー井吹）や、介護リフレッシュ教室、介護予防カフェ等行事の紹介や同行により、地域の社会資源の活用につながった。

4. <目標>

①介護支援専門員としての資質の向上

A) ケアプランの質の向上

- ・ファイリングマニュアルに沿って分かりやすいファイリングを行う。
- ・定期的に職員相互でケアプランチェックを行い、プランニングの質の向上に努める。
- ・週1回事業所内で会議を行い、ケースについて一人が悩み考えるのではなく、事業所全体で問題の解決方法を探っていく。

⇒マニュアルに沿ったファイリングを行うことで、ケアプランチェックの際の業務量軽減に繋がったと思われる。また、相互でケアプランチェックを行う事で、他のCMの記録方法や、プランニングを知り、学ぶ機会となった。

『減算対象となっていないか』をチェックポイントに置いて相互でのケアプランチェックを継続しているが、来年度は特定事業所加算対象事業所として、後進育成の面からも、『自立支援のプラン内容となっているか』や『ケースの振り返りの実践』等の機会を持ちたいと考える。（課題整理総括表や評価表の活用）

B) 制度への理解を深める

- ・行政機関主催の集団指導・研修会などには必ず参加し、事業所内で最新の情報を会議等で周知徹底を行う。
- ・ケアマネジャー連絡会等への参加により他事業所との情報交換に努め情報を得る。
- ・平成27年度からの地域包括ケアシステムについての研修会に参加し、理解を深める。

●研修参加状況

年月	参加研修内容	主催	参加者
27年	6～7月 介護支援専門員更新研修 専門研修課程 I (5日間)	兵庫県介護支援専門員協会	松山
	11月 自殺予防研修	兵庫県介護支援専門員協会	赤穂
	11月 地域包括ケアシステム構築について	西区役所あんすこ係り	赤穂
	11月 ケアマネジャー西区交流会	伊川谷あんすこ	赤穂 丹後
	12月 認知症ライフサポート研修	伊川谷・学園あんすこ	加藤
28年	1月 課題整理総括表・評価表の活用を目指して	兵庫県介護支援専門員協会	丹後
	2月 市民救命士インストラクター再講習	ながた消防署	加藤
	2月 在宅での鎮痛・鎮静について	西神戸緩和ケア後援会	赤穂
	3月 介護支援専門員に係る研修制度の見直しについて	兵庫県介護支援専門員協会	丹後

●勉強会実施状況

日時	内容
4月6日	ツボ健康法について 鍼灸師より
6月1日	ルームひろばゆいについて見守り推進員から
8月3日	井吹台の街づくりと地域事業について
10月7日	傾聴について ケアマネジャーより
12月2日	成年後見制度について社会福祉士から
2月1日	個人情報の保護について主任ケアマネから

②連携の強化

A) ケアマネジャー同士の連携

- ・担当が不在でも利用者や家族が困らない様、記録を充実し内容を分かりやすく整え対応できるようにする。

⇒ファイルや、PC内の情報、また各ケアマネ毎に作成した連絡先リスト等の場所をあらかじめ事業所内で周知した事で、担当ケアマネ不在時でも対応できた。

しかし、直近のサービス変更や本人の状態変化は、記録では確認出来ない場合もあり直接担当ケアマネジャーに相談し指示を受けて、当日の出勤者で対応できた。

B) 地域包括支援センターとの連携

- ・対応困難な事例に関しては併設の地域包括支援センターにその都度相談し、連携をして対応する。

⇒虐待疑い、老老介護、ごみ屋敷、地域ケア会議の事例提出等、あんすこと協同・相談し支援を行った事例が4件あった。また見守り推進員を通じて情報交換会へ情報提供したことで、LSAとの連携にも繋がった。

C) 医療との連携

- ・利用者の入・退院時には病院の担当者との情報交換を行い医療サービスとの連携を図る。
- ・在宅医との連携に努め、支援内容・支援方法について意見を求める。

⇒入院時は、出来るだけ早く地域連携担当者で連絡をとり、必要時は病院に出向いての情報提供を行った。退院時も、地域連携室や病院スタッフから情報を得て、在宅生活が順調に再開できるよう環境調整やサービス調整につなげた。

③相談しやすい環境作り

- ・生活上の些細な事柄に対してもきちんと受け止め対応をする。
- ・特定事業所として24時間365日電話対応可能な体制を併設の地域包括支援センターと協力して行う。
- ・地域行事等に参加し、地域の方々と顔なじみの関係を構築する。
- ・施設への入所相談やターミナルケア、入院時の相談等、介護保険請求に至らない事例においても真摯に対応し、相談者の不安を軽減していく。

⇒長期入院中のケースからの相談はもちろん、担当者死亡や、施設入所により担当が終了したケースのご家族からの相談にも対応した。

5. 《苦情・相談結果報告》

苦情の定義→管理者が直接対応した件を苦情とする

●苦情件数

平成 27 年度				平成 26 年度			
報告件数	合計件数	苦情	相談	報告件数	合計件数	苦情	相談
	11 件	0 件	11 件		20 件	0 件	20 件

●苦情（月別内訳）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	2	1	1	2	1	0	0	1	2	0	0	0
苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●苦情（対応）

	話を聞いてほしい	調査依頼	教えてほしい	改善依頼	回答依頼	金銭面	謝罪要求
相談	1	3	2	1	4	0	0
苦情	0	0	0	0	0	0	0

⇒苦情に関するまとめ

苦情は0件で、相談が11件だった。

サービス事業所に関する相談が、6件。具体的には、サービス担当者や相談員から担当者への連絡忘れ等から予定していたサービスがうけられなかった事等の内容が主であった。他に、サービス利用中の体調変化や事故等について電話で連絡があったにもかかわらず、持ち帰った利用記録に反映されてなかった件も相談があったが、事業所が使用しているソフトの問題だったと判明。居宅への直接的な相談としては、生活保護であることを伝え忘れてサービス利用料が請求された事、訪問の日程についての連絡行き違い等、連絡や確認ミスからの相談が主であった。

また、車いすをレンタルしているが利用の機会がない利用者に対して、レンタル終了を説明した際、利用者家族から、使用の機会はないが利用料は負担するのでレンタルしたいと要望。9割は公費（税金）である旨の説明に対し、気分を害された件もあった。モニタリング等と通じて不要なサービスを継続する事が無い様、評価、支援が必要だが、ご利用者やご家族に介護保険本来の趣旨をご理解頂き、納得していただける様、きちんと説明を行っていきたい。

6. 《総括》

昨年度に比べ、給付管理数は86件減少したが、年度途中の異動にて担当数が減少となった為、充足率としては99.9%であった。初回加算算定者は、48件となっており、昨年度に比べると29件減少している。入所や死亡等、支援を終了するケースが少なかったのではないかとと思われる。27年からは、それまで算定していた独居加算や認知症加算が計画費に包括された事で、1件当たりの計画費は要介護1・2が42単位、要介護3・4・5が53単位増加。加えて、特定事業所加算が300単位から400単位に増え、特定事業所加算は計画費収入の約25%を占めている。人員配置、週1回の伝達会議、困難ケースの受け入れ、運営基準減算とならない等、特定事業所加算の算定要件を維持できるように努める事が重要と考える。

また、後進育成への取り組みとして28年度の研修受講試験合格者から、研修受け入れ体制の整備が求められるため、整備要件の通達があり次第、事業所全体で取り組みを行う。主任ケアマネジャーも更新制となった。更新研修受講要件を各自理解し、適切な時期に更新研修を受け資格の維持と主任ケアマネの役割を果たす様、努めていく。